

池川内科・神経内科 介護医療院

重要事項説明書

1. 当施設の概要

(1) 施設の名称・所在地

施設名：池川内科・神経内科 介護医療院

所在地：愛媛県東温市志津川 89-3

電話番号：089-964-7787

FAX 番号：089-964-8003

介護保険事業所番号：38B1500018

管理者：池川 眞一

(2) 従業者の職種・員数

ア 管理者：医師 1 名

イ 医師：常勤 1 名（管理者兼務）、非常勤 5 名

ウ 看護職員：看護師非常勤専従 2 名

准看護師非常勤専従 5 名

エ 理学療法士：非常勤専従 1 名

オ 作業療法士：非常勤専従 2 名

カ 言語聴覚士：非常勤兼務 1 名

キ 介護支援専門員：非常勤兼務 1 名

ク 介護職員：非常勤専従 4 名

ケ 管理栄養士：常勤専従 1 名

従業者の職種	勤務体制	休日
管理者（医師）	9:00～12:30（月～土） 14:00～18:00（月、火、水、金） 常勤	日曜、祝日
医師	9:00～12:30（月～土） 14:00～18:00（月、火、水、金） 常勤、非常勤	日曜、祝日
看護職員	9:00～18:00（日勤） 17:00～翌9:30（夜勤） 休憩60分	週40時間勤務
介護職員	①6:00～10:00 ②6:00～12:00 13:00～15:00 ③10:00～13:00 14:00～19:00 ④14:00～19:00 ①～④の組み合わせ	週40時間勤務
機能訓練指導員	9:00～13:00 14:00～18:00（月、火、水、金） 9:00～12:30（木、土）	日曜、祝日
介護支援専門員 （兼務）	9:00～13:00 14:00～18:00（月、火、水、金） 9:00～12:30（木、土）	日曜、祝日
管理栄養士	①8:30～16:30（月、木、金） ②8:30～15:00（火、水） ③8:30～12:30（土） ①、②は休憩45分	日曜、祝日

(3) 入所定員等

定 員： 8名

療養室： 1人室×4室（小計4名）

2人室×2室（小計4名）

2. サービスの内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 食 事
- (3) 入 浴
- (4) 医学的管理・看護
- (5) 体位変換・清拭・食事介助・排泄等、医学的管理の下における介護
- (6) 機能訓練
- (7) 療養相談
- (8) 日常費用支払い代行
- (9) レクリエーション

3. 事業の目的

長期にわたり、療養を必要とする要介護者に対して、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づき、療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とします。

4 運営方針

- (1) 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ち、指定介護医療院サービスの提供に努めます。
- (2) 当施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市・町居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険施設、その他の保険、医療、福祉サービスを提供する者との、密接な連携に努めます。

5. 利用料金 （※介護医療院サービス費Ⅰ型（Ⅰ）に基づく料金）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

（１） 基本的な料金（介護保険適用時の１日あたりの自己負担額）

① 施設サービス費等

施設サービス費		1割負担	2割負担	3割負担	（単位:円）
（ⅰ）従来型個室	要介護1	721	1442	2163	（1日あたり）
	〃 2	832	1664	2496	
	〃 3	1070	2140	3210	
	〃 4	1172	2344	3516	
	〃 5	1263	2526	3789	
（ⅱ）多床室	要介護1	833	1666	2499	
	〃 2	943	1886	2829	
	〃 3	1182	2364	3546	
	〃 4	1283	2566	3849	
	〃 5	1375	2750	4125	

（入所後３０日間に限り、「初期加算」として１日あたり
３０円が加算されます。

注１）療養食加算として１日に３回を限度として１回６円が加算されます。

注２）外泊された場合は、ひと月に６日限り、外泊の初日と最終日を除き、１日あたり３６２円の負担となります。

注３）退所時に、退所時指導を行った場合は、以下の料金が加算されます。

ア 退所前訪問指導加算 ４６０円（入所中１回・又は２回限度）

イ 退所後訪問指導加算 ４６０円（退所後１回）

ウ 退所時指導加算 ４００円（退所時１回限り）

エ 退所時情報提供加算 ５００円（退所時１回限り）

オ 退所前連携加算 ５００円（退所後の居宅サービスとの
連携・調整を行った時、１人
につき１回限り）

カ 訪問看護指示加算 ３００円（退所時１回限り）

注４）「介護職員等処遇改善加算Ⅱイ」として１ヶ月（基本料＋各加算）の総額×０．０５８が加算されます。

注５）安全対策体制加算として入所時に１回のみ２０円が加算されま

す。

注6) 緊急時治療管理 1日につき518円(1月に1回3日を限度)

注7) 初期入所診療管理 再入所された場合1回を限度として250円
が加算されます。

注8) 若年性認知症入所者受入加算 1日につき120円が加算されま
す。

② 基本食事サービス費 1,545円

(食費の内訳)

朝食345円、昼食600円、夕食600円。但し、食費負担限度額認定を受けている
方は、その軽減率で按分した金額とし、その日に食事された分までを負担いただきます。

(負担限度額認定基準)

第1段階・生活保護受給者

・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税
である高齢福祉年金受給者

第2段階 世帯全員が市町村民税世帯非課税であって、年金収入金額と所得金額の合計が8
2.65万円以下の方

第3段階① 上記の金額が、82.65万円超120万円以下の方

第3段階② 上記の金額が、120万円超の方

第4段階 ・世帯に課税者がいる者
・市町村民税本人課税者

※ 食費について、負担限度額認定を受けている方はその負担限度額です。

限度額認定を受けている方

第1段階 300円/日

第2段階 390円/日

第3段階① 680円/日

第3段階② 1,420円/日

第4段階 全額自己負担となります。

③ 居住費 430円

※ 居住費について、負担限度額認定を受けている方はその負担限度額です。

限度額認定を受けている方

第1段階 0円/日

第2段階 430円/日

第3段階① 430円/日

第3段階② 430円/日

第4段階 全額自己負担となります。

(2) ご利用により加算される料金

① 特別診療費

- ア 理学療法（Ⅰ） （1回につき123円）
- イ 理学療法（減算） （1回につき86円）
- ウ 作業療法（Ⅰ） （1回につき123円）
- エ 作業療法（減算） （1回につき86円）
- オ 言語聴覚療法（Ⅰ） （1回につき203円）
- カ 言語聴覚療法（減算） （1回につき142円）
- キ 感染対策指導加算 6円 / 1日につき
- ク 褥瘡対策指導管理加算 6円 / 1日につき
- ケ 初期入所診療加算 250円（入所中1回）
- コ 認知症短期集中リハビリテーション加算 240円（1日につき）

② 健康管理費

実費（インフルエンザの予防接種の費用）

単純エックス線診断・撮影（1ヶ月1回程度 200円）

③ 基本の食事サービス費以外の食材料費

実費（入所者の希望による、特別な食事等）

④ 病 衣

入所者の希望により貸与 （1日あたり 150円）

⑤ その他の費用

日常費用（新聞代金等）の支払い代行についてはご相談下さい。

⑥ 1人室利用料金

1人室は1日あたり500円が居住費（1日あたり430円）に加え別途負担となります。

6. 施設利用にあたっての留意事項

- （1） 面会時間は午前10時～午後8時までとなります。
- （2） 飲酒は、一切禁止です。
- （3） 敷地内は全て禁煙です。
- （4） 火器の取り扱いは禁止しています。
- （5） 設備・備品は、従業者の指示により、ご利用下さい。
- （6） 金銭の管理はご自身で、また貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。
- （7） 所持品の整理・整頓を、お願いいたします。
- （8） 当施設以外で受診される場合は、管理者にご相談下さい。
- （9） 外出・外泊の際は必ず事前に届出をし、許可証をもらって下さい。
- （10） 当施設内での宗教活動は、ご遠慮下さい。
- （11） ペットの持ち込みは、禁止しております。

7. 非常災害対策

- (1) 池川内科・神経内科の消防計画に基づき、非常災害に備えるために少なくとも年に1回以上は、避難・通報・消火等の訓練を実施します。
- (2) 非常災害設備については、定期的に点検を行ない正常に作動する事を確認します。

8. 業務継続計画の策定について

- (1) 当院は感染症や非常災害の発生時において、入所者及び職員の生命・安全を守り、入所者に対するサービスを継続するための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 当院は従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します
- (3) 当院は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9. サービス内容に関する苦情・相談窓口

当施設では、入所者からの苦情に迅速かつ、適切に対応する為に、相談窓口を設けております。

(1) 苦情の受付

担 当： 介護支援専門員 秋山 裕まで、お気軽にお申し付け下さい。

電話番号：089-964-7787

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・東温市役所 長寿介護課

電話番号：089-964-4408

- ・松山市役所 介護保険課（別館2階）

電話番号：089-948-6968

- ・松前町役場 保険課介護保険係

電話番号：089-985-4115

- ・砥部町役場 介護福祉課介護保険係

電話番号：089-962-7255

- ・西予市役所 長寿介護課

電話番号：0894-62-6406

- ・愛媛県国民健康保険団体連合会 介護・保険課

電話番号：089-968-8700

10. 事故発生時（緊急時）の対応について

当施設は、介護医療院サービスの提供中に事故が発生した場合、速やかにご家族又は緊急連絡先に連絡を行うとともに、居宅介護支援事業所、主治医への連絡を行い医師の指示に従います。

事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

また、介護保険事故報告に基づき、各関係機関に対しても報告を行い必要な措置を講じます。

当施設は、介護医療院サービスの提供中に当施設の責により帰すべき事由によって事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。ただし、当施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1 1. 秘密保持について

- (1) 従業者は、業務上知り得た入所者または家族の秘密を保持します。
- (2) 管理者は、従業者であった者に対し業務上知り得た、入所者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨の内容を記載した誓約書を提出させるものとします。

1 2. 人権の擁護及び虐待の防止のための措置について

本事業所は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のために、次の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者 **介護支援専門員 秋山 裕**
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待等に関する苦情解決体制整備
- (4) 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発・普及するための研修実施（第1 2.に定める研修に含まれます）
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (6) サービス提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町等に通報します。
- (7) 身体拘束について、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 3. 従業者の資質向上について

従業者の資質向上のために、その研修を年1回以上実施します。

入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人さくら会 池川内科・神経内科 介護医療院
申請するサービスの種類	介護医療院及び（介護予防）短期入所療養介護

措置の概要	
1	入所者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 相談又は苦情の受付 担 当： 介護支援専門員 秋山 裕まで、お気軽にお申し付け下さい。 電話番号：０８９－９６４－７７８７
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ■ 苦情・相談に関わる体制 ① 相談・苦情の受付担当部署、担当者の明示。 ② 契約時の約款、重要事項の説明。 ■ 役割 ① 受付者・・・苦情、相談に最初に対応した従業者を受付者という。 ② 責任者・・・事業所の管理者、最高責任者を、責任者という。 ③ 担当者・・・責任者が任命し、直接全てに対応する者を担当者という。 受付者→責任者→担当者の順で連絡し必要な対策や措置を講じる。 ※その他の苦情受付窓口として上記 ８．サービス内容に関する苦情・相談窓口で掲げた（２）行政機関その他苦情受付機関もあります。
3	その他参考事項

（注） 上記の事項は例示であり、これらに関わらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記入すること。